

浜松こども館 託児室をご利用のみなさまへ

一時預かり無償化制度のご案内

2019年10月より幼児教育・保育の無償化制度の開始に伴い、浜松こども館託児室の利用料金が無償化の対象となる場合があります。

○無償化の対象には要件があります。

- ・浜松こども館 託児室の無償化の対象となるのは、
市民税非課税世帯かつ、利用する日までに居住する市町村から「保育の必要性の認定」を受けた方です。
 - ※浜松市以外にお住まいの方は、住所地の自治体へお問い合わせください。
 - ※幼児教育・保育の「一時預かり」には複数の制度があります。
ご自身の認定等が浜松こども館の託児利用無償化の対象となるか事前にご確認をお願いいたします。
- ・「保育の必要性の認定」については、就労等の要件があり、利用者からの申請が必要です。
 - ※認可保育園、認定こども園（保育所機能）、地域型保育所、企業主導型保育事業に入所している方は、対象外です。

○無償化には上限額があります。

- ・0～2歳児（3歳未満）の上限額は月額4.2万円までです。（月途中の認定開始の場合、日割となります。）
- ・上限額の範囲内で、浜松こども館 託児室以外の無償化サービス（認可外保育施設、一時預かり、病児保育等）との併用が可能です。
- ・浜松こども館 託児室は0～2歳児（3歳未満）までの利用となりますが、同制度は3～5歳児も対象となります。
詳細は幼児教育・保育課へご確認ください。（3～5歳児の上限額は月額3.7万円までです。）

お問い合わせ先

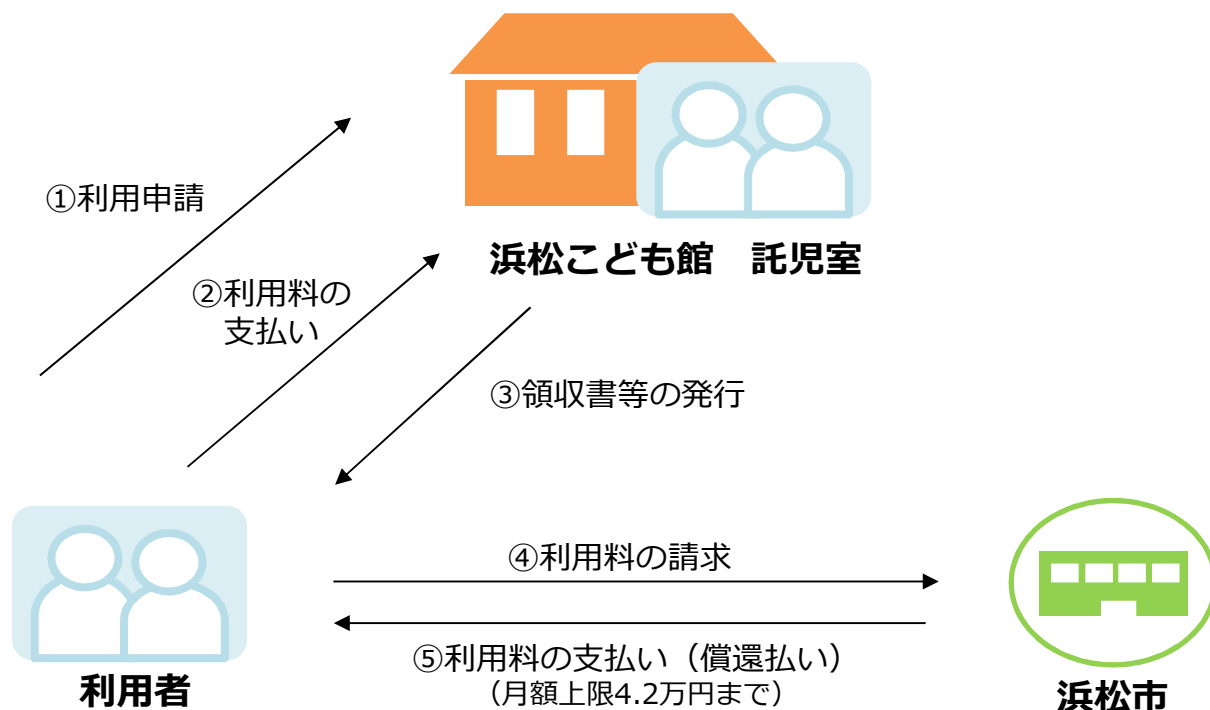
【浜松こども館 託児室の幼児教育・保育の無償化について】

浜松市こども家庭部 次世代育成課 管理・育成グループ
〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2
TEL : 053-457-2795 MAIL : katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【幼児教育・保育の無償化の全般（給付や保育の必要性の認定手続き等）について】

浜松市こども家庭部 幼児教育・保育課 無償化事業グループ
〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2
TEL : 053-457-2118 MAIL : youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

基本的な手続きのイメージ



※利用者が「保育の必要性の認定」を受けていない場合、事前に申請が必要です。

申請は、浜松市こども家庭部幼児教育・保育課へ必要書類の提出をお願いします。

※利用時に浜松こども館より領収書等の書類を発行します。

領収書は利用後に施設等利用費を請求する際必要となりますので、大切に保管してください。

※利用者は、利用時に浜松こども館へ利用料を支払い、利用後に浜松市に施設等利用費を請求します。

その後、浜松市から利用者に施設等利用費が支払われます（償還払い）。

償還払いの手続き方法については、郵送にて別途お知らせします。

具体的な手続きは、浜松市こども家庭部幼児教育・保育課へ確認してください。

認定申請手続き先

浜松市こども家庭部 幼児教育・保育課 無償化事業グループ

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

TEL : 053-457-2118

MAIL : youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp